

公立大学法人滋賀県立大学研究生規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第65条および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則第27条において準用する公立大学法人滋賀県立大学学則第65条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、研究生のうち他の大学の大学院との協定に基づく者については、別に定める。

(入学資格)

第2条 学部の研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 大学院の研究生として入学することのできる者は、大学院を修了した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学時期等)

第3条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りではない。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、在学期間を延長することができる。

(入学志願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 最終学歴校の学業成績および卒業（修了）証明書
- (3) 健康診断書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、学長は、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科会議の議を経て、選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(指導教員)

第7条 教授会または研究科会議の議を経て、学長は、研究生の指導教員を定めるもの

とする。

2 研究生は、指導教員の承認のもとに、本学の施設および設備を利用することができる。

3 指導教員は、研究生に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に基づき、他の学生の教育に支障のない範囲において、当該他の教員の担当する授業科目を研究生に受講させることができる。

(授業料等)

第8条 研究生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、実験、実習または実技に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

(修了証の交付)

第9条 研究を修了した者には、本人の申出により、修了証を交付することができる。

(規程の遵守)

第10条 研究生は、この規程のほか、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(入学許可の取消)

第11条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科会議の議を経て、第6条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。

(3) 本学の諸規程に違反したとき。

(4) 学内の秩序を乱したとき、その他研究生としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。